

年度初めの被扶養者手続を忘れずに！

年度替わりであるこの時期は、就職・退職、転居などのご家族の扶養状況の変化や組合員の任用形態の変更などによる配偶者との収入逆転が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消などの所定の手続が必要となりますので、速やかに手続を行ってください。

手続が遅れると医療費等の返還や認定事由発生日からの認定ができなくなるなど、不利益が生じる恐れがあります。

新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

手続が必要なよくある事例

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険に加入した。⇒ **認定取消手続**
 - 家族が退職し、無収入となった。⇒ **認定手続**（組合員が主たる扶養義務者の場合に限る）
 - 配偶者より収入が低くなった。⇒ **認定取消（扶養替え）手続**
 - 被扶養者が転居した。⇒ **被扶養者情報変更訂正手続**（扶養の実態がなくなった場合は認定取消手続）
- ◆ 被扶養者の要件等については、「福利厚生ハンドブック（令和2年12月）」P5～8や過去のががやきの記事に詳細を記載していますので、参照してください。
- ◆ 毎年夏頃に行っている要件確認調査の結果、さかのぼって認定取消する事例が増えていますので、適正な手続にご協力ください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826